



新津商工会議所

No.307-1 2012年1月24日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp • Email:n-cci@fsinet.or.jp

【経営セミナー開催のご案内】

リピーター・固定客を獲得する実践ノウハウ

「0円で8割をリピーターにする集客術」

本講座では、リピーターがもたらす利益と今やるべき事を明確にし、その日から出来るコストのかからないリピーターづくりの具体的なノウハウをご紹介します。

是非この機会にご参加下さい！

日時：2月14日(火) 14:00～16:00

講師：一圓 ^{いちえん} 克彦 ^{かつひこ} 氏 (株)リピーツ 代表取締役

会場：新津商工会議所3F (新津本町3-1-7)

受講料：会員：無料 非会員：3,000円

定員：50名

【講座内容】

リピーターで商売繁盛

やっと思いがちなりピーターづくりの落とし穴

知っておきたい「リピーターの4種類」

『想起販促・脳内SEO』でリピーターをつくる5つの手法

『知らせる』のではなく『伝える』為の3つの手法

お申込・お問い合わせ：新津商工会議所(TEL:22-0121)



決算申告・消費税申告相談会

(事前に時間の予約をしてください。)

《決算》 日程：2月20日(月)・21日(火)
3月5日(月)・6日(火)・7日(水)・8日(木)

《消費税》 日程：3月21日(水)・22日(木)
時間：9:00～12:00 / 13:00～16:00
会場：新津商工会議所 3F

決算申告・消費税申告相談会は待ち時間短縮のため時間予約をお願い致します。ご協力お願い致します。

わかるところは記入してください。

決算・申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。

ご了承ください。

《主催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

にいつ食の陣2012
参加店募集を開始します！(2月末まで)



今年の「にいつ食の陣」の開催期間は次の通りです。

【月間座】4月29日(日)～6月3日(日)

【当日座】5月13日(日)新津あおぞら市場会場内(予定)

【当日座】6月3日(日)県立植物園花ふるフェスタ会場

実行委員会では多くの食関連事業者から参加していただき、

食を通じて地域の活性化を図っていきたくて考えております。

好評のスタンプラリーをパワーアップし、新しい「食の陣く

じ引き」も実施する予定です。2月末まで参加店を募集しま

すので、ぜひお申込み下さるようお願いいたします。

なお、これまで食の陣へ参加していただいた方、食関連事業

者の方については、募集案内を郵送させていただきます。

問い合わせ先：にいつ食の陣実行委員会(新津商工会議所内)

TEL:0250-22-0121・FAX:0250-25-2332

さつき共済 配当金のお知らせ

さつき共済制度の配当金が決まりました！

【保険期間：平成22年11月1日～平成23年10月31日分】

ご加入の皆様にご配当金としてお返しします。

振込日：平成24年1月25日(水)

振込先：指定口座

税務署からのお知らせ

～ e-Tax申告により添付を省略した書面について～

e-Taxにより添付を省略した書面については、税務署から入力内容の確認のために提示又は提出をもとめることがあります。国税通則法の一部改正により、国税について増額更正できる期間が3年間から5年間に延長されたことに伴い、平成23年12月2日以後にe-Taxで申告した際に、添付を省略した書面について税務署等から提示又は提出を求められることがある期間が、3年間から5年間に延長されました(平成23年国税庁告示第31号)。

法定申告期限	税務署から提示又は提出を求められる期間
平成23年12月2日より前	原則として3年間
平成23年12月2日以後	原則として5年間

詳しくはe-Taxホムページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。



新津商工会議所

No.307-2 2012年1月24日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	1.65%~
教育一般資金貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.55%
経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.85%

日本政策金融公庫国民生活事業の申込は当所か公庫新潟支店へ(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)

資金繰り円滑化相談会

事業の円滑な資金調達にお困りの中小企業の皆様を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

2月 7日(火)・3月 6日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

2月 14日(火)・3月 13日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)

新潟市中小企業向け融資(要件緩和)

市では、緊急経済対策として、中小企業向けの融資について、要件を緩和するなどの金融支援を行っています。

期 間：平成23年12月1日~平成24年3月31日まで

融資実行分

中小企業資金繰り円滑化借換融資

市制度融資の借り換えのための「中小企業資金繰り円滑化借換融資」では、1企業1回限りの利用制限が撤廃されます。

経営支援特別融資

「経営支援特別融資」では、300万円超から1,000万円以内の融資を受ける際に、企業が県信用保証協会に支払う信用保証料が、現在の50%補助から75%補助に引き上げられます。

問い合わせ：商業振興課(TEL:025-226-1629)

~ 社会保険 ~

「ワンポイント知識」

出産育児一時金・出産手当金について

< 出産育児一時金 >

(1) 内 容

被保険者が出産したときは出産育児一時金として、被扶養者が出産したときは家族出産育児一時金として、一児ごとに420,000円が支給されます。(在胎週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産でない場合は、39万円です。)

(2) 支払い方法

次の3つの方法が選択できます。

(実際の出産費用が420,000円より低い場合は、後で保険者が差額を支給します。逆に高い場合は、窓口で負担します。)

直接支払制度(医療機関等が請求と受け取りを代行する制度。)

受取代理制度(あらかじめ出産前に出産育児一時金を請求し、医療機関等に受け取りを委任する制度。)

保険者に直接請求。

< 出産手当金 >

(1) 内 容

被保険者(任意継続被保険者を除く)が出産のため仕事を休み、給料を受けられないときは、出産手当金が支給されます。

(2) 支給期間と支給額

支給期間は、出産日(出産予定日より遅れた場合は予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの間で、支給額は欠勤1日につき標準報酬日額の3分の2です。給料を受けていても出産手当金の額より少ないときは、差額が支給されます。

(3) 提出書類

出産手当金支給申請書(事業主の証明と医師の意見をうけます。)

新潟県最低賃金：時間額 683円

特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

1. 時間給の場合：時間給 最低賃金額(時間額)

2. 日給の場合：日給÷1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 最低賃金額(日額)

3. 月給の場合：月給÷1か月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

4. 上記1、2、3、の組み合わせの場合

例えば基本給が日給制で各手当(職務手当等)が月給制などの場合は、それぞれ上記2、3の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。